

様式第4号（第11条関係）

基 住 第 8 5 号

令和7年5月27日

第2区 区長 安永 秀文 様

基山町長 松 田 一 也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和7年4月2日付けで提案のあった「皮籠石地区への防犯カメラの設置」につきましては、当該周辺箇所での犯罪発生状況及び今後の犯罪発生防止対策等の状況を総合的に判断し、犯罪抑止のため防犯カメラの設置を検討することとします。

2 取扱いの理由

要望のあった場所は林道一の坂・河内線から鳥栖市へ通り抜けることができ、最近では林道内での窃盗やゴミ置き場での不法投棄等の犯罪も発生している場所で、防犯カメラの設置が周辺地域の犯罪の抑止につながるため、町道と、林道へつながる道路の交差点である要望箇所周辺に設置を検討するものです。